

平成29年度第3回新居浜市障がい者自立支援協議会会議録

- 1 日 時 平成29年11月30日(木) 13:30～14:50
- 2 場 所 新居浜市役所21会議室(2階)
- 3 出席者 委員 井上 智子 委員 緒方 春美 委員 秋月 伸一
委員 住友 裕美 委員 真木 昭 委員 馬越 健
委員 永井 薫(東予地方局 代理出席) 委員 清水 保至
委員 岡 熙美 委員 明智 美香 委員 藤田 敏彦
- 欠席者 委員 矢野 博 委員 石井 繁弘 委員 吉村 卓代
委員 関 種夫 委員 吉田 満利子
- 事務局 福祉部次長兼地域福祉課長 伊達 忠幸 副課長 亀井 弥生
障がい支援係長 高橋 綾
- 4 傍聴者 0名
- 5 協議題 (1) 新居浜市第5期障がい福祉計画及び第1期障がい児福祉計画について
(2) その他

(事務局)	<p>定刻が参りましたので、ただいまから、平成29年度第3回新居浜市障がい者自立支援協議会を開催いたします。</p> <p>本日の会議の出欠状況ですが、新居浜市医師会 矢野委員、県立新居浜特別支援学校 石井委員、新居浜商工会議所吉村委員、新居浜市中心身障害者(児)団体連合会 関委員、新居浜市民生児童委員協議会 吉田委員の5名が欠席されています。なお、東予地方局健康増進課 森田委員は他の用務で出席ができませんでしたが、本日は、永井主幹に代理出席をいただいております。</p> <p>以上、委員数16名に対し、出席委員11名で、新居浜市自立支援協議会設置要綱第5条第2項、会議の成立要件であります過半数以上の出席を満たしておりますことをご報告いたします。</p> <p>それでは、さっそく議事に移ります。</p> <p>関委員長が欠席されておりますので、設置要綱の規定により、副委員長に議長をお願いいたします。</p>
-------	---

<p>(議 長)</p>	<p>それでは、住友副委員長、よろしくお願いいたします。</p> <p>委員の皆様には、大変お忙しい中、平成29年度第3回新居浜市障がい者自立支援協議会にご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。</p> <p>本日の議題は、お手元の会次第のとおり、</p> <p>協議題① 新居浜市第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画について</p> <p>協議題② その他</p> <p>となっています。</p> <p>議事が円滑に進行できますよう、委員の皆さんのご協力をお願いいたします。</p> <p>それでは、協議題①について、事務局より説明をお願いします。</p>
<p>(事務局)</p>	<p>それでは、協議題1について説明いたします。本日も、オブザーバーとして、ぎょうせい・宮本さんに同席していただいておりますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>まず、検討資料の確認ですが、先週、お送りした資料、本日お手元にお配りした資料の二つのご用意をお願いします。なお、先週お送りした資料をお忘れになられた方はございませんか。いくつかは事務局で用意しておりますので、お申し出ください。大丈夫でしょうか。</p> <p>それでは、まず、先に送付させていただいていました計画素案から、要点をいくつか説明いたします。</p> <p>表紙・目次と続いたあと、第1部 総論についてですが、第1章については、計画の基本的な考え方として、1ページに「1 計画策定の趣旨」、2～3ページに「2 計画の位置づけ」を記載します。</p> <p>続いて3ページ下「3 計画の期間」についてですが、新居浜市第5期障がい福祉計画、第1期障がい児福祉計画は、国の指針に基づき、平成30年度から32年度までの3年間としますが、障がい福祉計画との一体性を確保するために、現行の新居浜市第2期障がい者福祉計画期間の終期を平成31年度から32年度に延長することとし、終期をその旨で記載したいと考えております。</p> <p>続いて4ページ「4 制度の動向」では、国の障害者施策関連法の成立や改正の経緯を、5ページ「5 計画の対象」では、障害者総合支援法で規定されている障がい福祉計画の対象者、並びに児童福祉法で規定されている障がい児福祉計画の対象者を記載、6ページ「6 基本理念」、7ページ「7 計画の基本目標」では、前回の内容を踏襲した理念・目標を記載しております。</p>

次に、第2章 新居浜市の障がい者の現状では、8～16ページに「1 人口等の状況」として、前計画と同様に、人口や世帯の推移、各手帳所持者数や認定区分の現状を記載しています。加えて、今計画から新たに記載するデータも加え、17ページから20ページに「障がい児の療育・教育状況」とし、18歳未満の障がい児の年齢層別の内訳、0～5歳児の児童発達支援利用状況、就学前の幼児さんのための相談・教室等の実施状況、保育園等における障がい児の通園状況、小・中学校における障がい児の通学状況、新居浜市特別支援学校及び川西分校の在籍人数を記載しております。

その後、続く19、20ページには、「2 雇用・就労の状況」として、民間企業における障がい者雇用数及び実雇用率、障害者就業・生活支援センターにおけるセンター利用状況や登録者・就労者の状況について、21ページには「3 障がい者の今後の動向」の推察データを記載しております。

続いて、第3章です。

第3章 実態調査結果の概要では、22ページから「1 アンケート調査結果からの課題」として、18歳以上と18歳未満に分け、それぞれのアンケート内容からの主な課題をとりあげ、記載しています。また、31ページからは、「2 関連団体ヒアリング結果からの課題」として、障がい者団体、サービス事業所、相談支援事業所に対して、行ったアンケート及びヒアリング調査結果を記載しております。

続いて、37ページからの第2部 第5期障がい福祉計画についてです。この第2部 第5期障がい福祉計画については、前回の自立支援協議会でご提案いただいたとおり、相談支援部会、はたらく部会、精神保健医療福祉関係機関連絡会で関係個所の協議をお願いして、計画値等検討いただいております。

それでは、まず第2部 第5期障がい福祉計画についてです。37ページ 第4期障がい福祉計画の実施状況では、平成27年度から29年度にかけての障がい福祉サービス、地域生活支援事業の利用状況を記載しています。まず、第4期障がい福祉サービスの利用状況についてですが、37ページの自立訓練（生活訓練）について数値の訂正がありますので、訂正をお願いいたします。皆様に先に送付させていただいた資料の自立訓練（生活訓練）数値についてですが、宿泊型自立訓練の利用数値を加え忘れておりました。本日お手元に配りました訂正表に正しい数値を示しておりますので訂正をお願いいたします。また、同様に46ページの⑧自立訓練（生活訓練）数値についても、訂正をお願いいたします。

この自立訓練（生活訓練）、就労移行支援がサービスの中では見込みを大きく下回っています。自立訓練（生活訓練）については、訓練期間が限られサービス

を受ける対象者も減少しているのが現状です。また、就労移行支援につきまして、なかなか一般就労につながっていかないことが要因と考えられますが、現在は稼働している移行支援事業所が1か所となっているのが現状です。

逆に見込みより上回っているところでは就労継続支援B型があります。一般就労につながらない障がい者の受け皿となっていることなどが要因と考えられます。

次に、38ページ地域生活支援事業、平成27年度から29年度にかけての利用状況についてですが、成年後見制度利用支援事業が見込みより伸びを見せているほか、移動支援事業が障がい者の社会参加の機会が増加したことにより、大幅に伸びていることがわかります。

続いて39ページからの第2章平成32年度の目標値の設定についてですが、国が基本指針としてあげている5つの項目について、新居浜市でも第4期計画の実績及び当市の実情を踏まえて目標値を設定することになります。ここについては、県計画と整合・調整を図る必要がありますが、11月9日、県主催による市町を対象とする第5期障がい福祉計画の説明会があり、「国の基本指針」に対する、県の現段階での考え方についての説明がありました。そこでは、まず、39ページの1「福祉施設の入所者の地域生活への移行」や2「福祉施設から一般就労への移行」について、国は、平成28年度の数値を基準として、まず平成32年度末の目標値を設定すること、また、そのうえに、第4期障がい福祉計画の目標値が達成されていないときにはその未達成割合を加えた数値を目標とすることとしていますが、未達成割合を加えることは現実離れした目標値となるため、県としてはそのような数字は求めない、各市、自分の市の現状に合った目標値を設定するようにと説明しています。

新居浜市におきましても、県の見込みどおり、第4期障がい福祉計画の未達成割合を加えることは現実離れした数字となることから、未達成割合を加えない数値を目標値としてあげています。ただ、先にも申しあげましたように、このあたりの数値は、今後、県との調整を要しますので、今後、推計値を見直す必要があれば、次会で訂正報告したいと考えております。

続いて、3「精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築」、4「地域生活支援拠点の整備」、5「障がい児支援の提供体制の整備等」については、既に新居浜市では整備されている機関もありますが、現在、未整備のものについてはそれぞれ目標年度までに設置することを目指したいと考えております。

続きまして、43ページから、第3章障がい福祉サービスの見込量とその確保

策についてです。先にご報告いたしましたとおり、43ページから60ページにかけては、各サービスごとに、相談支援部会、はたらく部会、精神保健医療福祉関係機関連絡会で関係個所の協議をお願いして、検討いただいた数値となっております。それぞれ、サービス別にこの3年間の給付実績とサービス提供先の予測などからサービス量を見込み、また、その見込み量を確保するための確保方策を記載しております。その中で、30年度より始まる新たな事業がありますので、少し説明を加えておきます。

まず、48ページ ⑧就労定着支援事業ですが、これは、就労移行支援等の利用を経て、一般就労へ移行したものの、就労に伴う環境変化により、生活面の課題が生じている方に対し、就職先や自宅に訪問し、生活リズムや家計、体調の管理などに関する課題解決に向けて、必要な連絡調整や指導・助言などの支援をするものです。

次に、50ページ ⑩自立生活援助ですが、これは、障害者支援施設やグループホーム等を利用していた方で一人暮らしを希望する方に対し、定期的に居宅を訪問して、食事・洗濯・掃除といった家事に問題は起きていないか、体調に変化はないか、病院には行けているか、地域住民との関係は良好かなどを確認し、必要な助言や連絡調整を行うものです。どちらの事業も新規創設の事業であり、実績値がないことから、関係する部会で、現状をかんがみて、この計画値を算出いただいています。

次に、53ページにお進みください。3地域生活支援事業の必要なサービス量の見込みとその方策について、記載しています。こちらの数字についても、相談支援部会の皆さんに、現状をかんがみて、協議・算出いただいた計画値を記載しております。

続いて、本日お手元に配布しました第1期障がい児福祉計画以降についてですが、係長の高橋より説明いたします。

それでは、続きまして、第1期障がい児福祉計画の素案について、説明させていただきます。本日配布しました別綴じになっています資料をお開きください。

第3部 第1期障がい児福祉計画についてです。第2部 第5期障がい福祉計画の説明の時にもお話ししたとおり、この第1期障がい児福祉計画についても、相談支援部会、障がい児通所支援事業者等関係機関連絡会、東予子ども・女性支援センターにおいて協議をお願いし、計画値等検討いただいております。

それでは、まず第3部 第1期障がい児福祉計画についてです。

61ページから、第1章 第1期障がい児福祉計画にかかる見込み量の設定等についてですが、障がい児支援の計画への掲載はこれまで特に国の指針では求められていませんでしたが、平成28年6月に児童福祉法が改正され、国の基本方針に沿って、障害児通所支援や障害児相談支援の提供体制の確保に関する事項を定めることとなりました。このことにより、新居浜市においても、障がいの疑いのある段階から身近な地域で支援できるよう、障がい児通所支援や相談支援事業所、中核的な機能を担うセンター機能の強化等、基盤整備にも努めていきたいと思っております。このことを踏まえ、次の(2)障がい児福祉計画の目標を掲げておりますが、これは、41ページの5 障がい児支援の提供体制の整備等の再掲であるため、説明については、省略させていただきます。

続きまして、62ページから、障がい児福祉サービスの見込み量についてです。先にご報告いたしましたとおり、62ページから69ページにかけては、各サービスごとに、相談支援部会、障がい児通所支援事業者等関係機関連絡会、東予子ども・女性支援センターで関係個所の協議をお願いして、検討いただいた数値となっております。それぞれ、サービス別にこの3年間の給付実績とサービス提供先の予測などからサービス量を見込み、また、その見込み量を確保するための確保方策を記載しております。その中で、30年度より始まる新たな事業がありますので、少し説明を加えておきます。

まず、65ページ ④居宅訪問型児童発達支援事業ですが、これは、重度の障がい児であって、障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な者に障がい児の自宅に訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練などの支援をするものです。

次に、66ページ (2)医療ケア児コーディネーター（医療的ケア児支援）ですが、これは、医療技術の進歩等の背景により、自宅でも人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが必要な障がい児（医療的ケア児）が増加していることを踏まえ、地域において必要な支援を円滑に受けられることができるよう、調整等を行うコーディネーターの配置をするものです。医療的ケア児等コーディネーターは医療的ケア児等の支援を総合調整、生活支援システム構築のためのキーパーソンとしての役割が求められるため、養成研修を受講していただくこととなります。養成研修については、愛媛県の方で行う予定とされており、詳細については今後報告があるように伺っております。

次に、70ページをお開きください。第4部計画推進に向けてについてです。

	<p>1 計画推進に向けての具体的施策では、近年、目まぐるしく改正される福祉関係の諸制度について、利用者がサービスの内容を理解し利用できるよう、情報伝達的手段を検討し、制度の周知を図り、県や新居浜市障がい者自立支援協議会との連携により総合的な相談支援体制の充実を図り、保健・医療・福祉・就労・教育などのサービスの総合的かつ適切な提供ができるよう促進します。</p> <p>次に、2 障害福祉サービス等の充実についてですが、地域移行等を実現するため、相談支援体制の整備、訪問系サービスの充実、利用者のニーズに応じた日中系サービスの確保、就労支援体制の整備、地域生活を可能とする社会資源の充実を図りつつ、施設や事業者とのさまざまなネットワークにより、情報の共有に努めます。</p> <p>次に、3 制度の周知及び相談支援体制の充実についてですが、アンケート調査で多かった、相談・情報提供について、広報やホームページなどを活用し、制度の周知を行うとともに、県や新居浜市障がい者自立支援協議会との連携により、総合的な相談支援体制を図り、円滑な事業の実施、サービスの適切な利用を促進します。</p> <p>次に、4 計画の推進体制 及び 5 計画の進行管理についてですが、現在イメージについて作成中であり、今後、整合・調整を図ったうえ、次回の会で提示する予定としておりますので、ご了承願います。</p> <p>72ページをお開きください。資料編として、新居浜市の福祉避難所（指定避難所）一覧を掲載しております。</p> <p>以上で、第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画の素案についての説明を終わります。</p>
(議長)	<p>ただいま事務局より、第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画の素案について説明がありました。これより委員の皆様から質問をいただいたのですが、まずは、第5期障がい福祉計画第3章36ページまでで何かご質問やご意見がありましたらお願いします。</p>
(委員)	<p>6ページ 6基本理念にある「ノーマライゼーション」の理念をどのように考えていますか。また、この計画はどなたがみられるという想定のもとに作成されているのでしょうか。</p>
(ぎょうせい)	<p>計画については対象を一般の方で考えておりますので、あまり難しい言葉を使</p>

	<p>わなないように心掛けております。</p>
(委員)	<p>そうであれば、一般の方は「ノーマライゼーション」という言葉を理解できるのでしょうか。「ユニバーサルデザイン」等、なんでもカタカナにしてしまいましたが、理念であれば、新居浜市ではどうとらえているのか日本語で注釈すればいいのではないかと思います。あと、21ページ、「コーホート要因法」なども、国勢調査の人口推計方法の一つだとは思いますが、わかりにくいのではないかと思います。</p>
(事務局)	<p>「ノーマライゼーション」とは、障がい者の施策が新しくなっていく中、出てきた理念です。計画の資料編（用語解説）で「ノーマライゼーション」についても用語解説はしていますが、現在では一般の方にもかなり浸透している用語だと思います。「ノーマライゼーション」は障がい施策の基本理念であり、まだご存じでない方がいらっしゃるなら、むしろこの計画の中で知っていただきたい、理解していただきたいと考えます。</p>
(議長)	<p>ご質問いただいた「ノーマライゼーション」という用語ですが、年齢層によっては聞きなれない様に思うかもしれませんが、計画の6基本理念のところ、「基本理念『障がいのある人もない人もお互いに人格と個性を尊重し支え合う共生社会の実現』」と記載されており、前計画からも引き継がれているので、「ノーマライゼーション」という用語があっても、理解されにくいとは思わないのですが、どうでしょうね。</p>
(委員)	<p>どちらかといえば、最近の「共生社会」でいうと、「インクルーシブ」の方が多のような気がします。</p>
(ぎょうせい)	<p>「メインストリート」、「ノーマライゼーション」、「インクルーシブ」と用語は次々出てきています。私たち福祉関係者には聞き慣れた用語になっている「インクルーシブ」ですが、一般の方にはまだまだ浸透していないのではないかと思います。「ノーマライゼーション」の方が浸透していると思います。</p>
(委員)	<p>26ページ 災害時の緊急時の対応のところなのですが、「避難行動要支援者名簿の周知を強化する」とありますが、わたしも自治会長になって初めてこの名簿</p>

<p>(事務局)</p>	<p>を見たのですが、これも個人情報とのかねあいがあって、周知を強化するという こと自体が難しいと思うのですが、どのように強化するのかお尋ねします。</p> <p>避難行動要支援者名簿自体は防災安全課で管理していますが、地域福祉課では、 毎年、防災安全課の依頼に基づき、名簿対象者となる身体障害者手帳1・2級、 療育手帳A級の方の情報を提供しています。防災安全課ではその情報をもとに、 対象の方に制度の通知及び登録を行っている認識しています。</p> <p>今回のアンケートは無作為抽出で、要支援者名簿対象外の方にも送られていま すので、名簿の存在を知らない方もいたのではないかとは思われますが、対象、 対象外に関係なく、制度の存在を知っていただきたいと思います。</p> <p>今後、防災安全課と連携し、市政だよりやホームページで周知啓発していきたい と考えます。</p>
<p>(委員)</p>	<p>自治会には、地区に住んでいる方として、自治会員であろうがなかろうが要援 護者としての情報が流れてくるのですが、これからいくと、市民全体が考えてい かなくてはならないのではないのでしょうか。自治会員じゃない人までの面倒はみ れないというのが自治会の大部分のスタンスだと思うのですが、地域の方に本当 に理解していただけるようにするにはどうすればいいのか、ここを考えていかね ばならないのではないのでしょうか。</p>
<p>(事務局)</p>	<p>その部分については、この場で地域福祉課がお答えすることにはならないと思 います。今のように自治会に入らない人が増えている中で、自治会に入らない人 をどうするのかといったことは、地域福祉課が障がい福祉計画の場でお答えでき るような内容ではないと思います。</p>
<p>(委員)</p>	<p>今、自治会長のところに要支援者の名簿がきますが、自治会長は1年交代で、 1年たつとその名簿は返して、次の新しい自治会長に新しい名簿がくる。ただし、 その名簿は自治会長だけ。民生委員さんにも名簿はきけても、災害時に勝手に 公にできるものでもないわけで、もし災害があってもどの人が避難を要する人か わからない。そのあたりを周知徹底するということは、全部公にするという考え なのか、個人情報の関連もある中、簡単に公にできるのかなということです。</p>
<p>(議長)</p>	<p>今日この場でこの問題を整理したり、筋道をつけるのは難しいと思います。も</p>

ともと要援護者のニーズ調査は、高齢者が対象となっていたところに障がい者も加わってきた経緯があります。また、精神障がい者については、現在も要援護者の対象にはなっていません。ですが、ここ最近、精神障がい者の方でも、手帳の級に限らず、援護が必要な方を民生委員さんを通して、追加で要援護者名簿に加えていただけないかとお願いすると快く受けてくださっています。

防災安全課にも確認したのですが、要援護対象者は区切っているわけではなく、援護が必要であり、本人がそれを求めているなら、名簿に登録して、みんなで見守ったり、協力して災害時に救助できるようなかたちを地域ごとで作っていく必要があるだろうとのことでした。

個人情報の問題もありますし、障がいを持たれた一人暮らしの方は、なかなか自治会に加入されてなかったりしますので、どこに助けを必要とする人がいるのか、その方をだれが支援できるのかといったことを自治会でするというのは難しい状況になっているかと思えます。

ただ、市営住宅など、単身の障がい者が生活している地域では、民生委員さんが年齢関係なく、細かく戸別訪問され、どなたがどんなことに困っているかを聞き取りしてくれていたりします。特に災害時に高齢者や障がい者、子供さんが避難できなかったということのないよう、地域で取り組めるような活動ができればいいと思います。

一方で、障がい者の側も自分が救助を必要としているとの発信ができればいいと思うのですが、相談支援事業所も、災害時に障がい者が要援護者として地域の助けを受けられるといった働きかけができていないかという、できていないと思えます。障がい者自身も自分の身は自分でも守るということを学んでいかなければなりません。

地域ごとに助け合うシステムを作っていくこと、支援の体制があることをどれだけ周知していけるかといったことが大切になってくるかと思えます。

(委員) 防災安全課や地域コミュニティ課と連携して考えていければいいのではないのでしょうか。

(議長) 他に質問等ありましたらお願いします。

(委員) 31から36ページ、相談事業所や障がい者団体等からのヒアリングのところですが、各種提言・課題が出されていますが、この提言・課題がどのように計画

	<p>数値に反映されているのか説明があればと思いました</p>
(事務局)	<p>ヒアリングでは、課題の抽出がなされていますが、これについては、自立支援協議会にあるそれぞれの専門部会で、今後、優先順位をつけて、検討していくようになると思います。この提言や課題がそのまま計画の数値に直結するというものではないと思います。</p>
(議長)	<p>課題によっては事業所が取り組んでいかななくてはならないものもあると思います。人材の育成、確保等、自立支援協議会でとり組めるもの取組めないものがあると思います。</p>
(委員)	<p>誤字脱字の校正はこのあと、直していくことになるのでしょうか。</p>
(事務局)	<p>委員さんの方で、今、お気づきのところがあればお伝え下さい。</p> <p>(委員より、誤字脱字部分についての指摘があり、修正)</p>
(委員)	<p>また、後日、お気づきの誤字脱字等があれば、事務局までお伝え下さい。</p> <p>続きまして、37ページから60ページまでで、ご意見・ご質問があればお願いいたします。</p>
(委員)	<p>44ページに「ヘルパー養成研修」となっていますが、これは「初任者研修」が正しいのではないのでしょうか。それと、初任者研修で人材の確保を図るとうたっていますが、今年、新居浜市社会福祉協議会や介護労働センターが初任者研修の開講を試みましたが、人が集まらなかったと聞いています。これだけに頼っての人材確保は難しいと思います。</p>
(事務局)	<p>具体的な人材確保の方法が新居浜市にあればいいのですが、今年も社協が人材育成をするということを知っていましたので、そういうところをお願いするしかないと考えておりました。実態については、先ほどの委員さんのお話で知りました。</p>

(議 長)	ヘルパーが不足して、サービス提供がそういった意味で難しい、計画で数値目標は立てても、提供がしにくいということが起きるといえることでしょうか。
(委 員)	福祉で働く人が少ないと一般的に言われていますが、新居浜市でも同様ということなのですね。 まず第一にお給料が安いとか、ここでいっても仕方がない部分はあるとは思いますが。
(委 員)	今年3月に新居浜市内5校の高校卒業者は1,030人ほどで、うち就職した人が30%。そのうち市内に就職した人が110人、その中で、医療福祉の分野に就職した人が10人ほどと聞いています。福祉以外に就職の場があり、そちらに流れているのが現状で、なかなか福祉人材の確保が難しい状況だと言わざるをえません。
(議 長)	福祉の分野に限らず、どこの企業も人材不足ということでしょうか。それとも福祉に関して人材不足なのでしょうか。
(委 員)	福祉については以前から人手不足産業といわれています。先ほど条件面の問題も言われていましたが、その辺の改善も図られてきてはいると聴いているのですが、今、福祉に限らず仕事を探す方は減ってきていると聞いています。ただ、福祉分野はどの産業に比べても、求人は多いが希望する方がいない産業分野だと思います。
(委 員)	そういった点で、ワークキャンプはいいですね。体験をした人が福祉分野で仕事をしたいといった感想等を聞くと、こういった場は必要だと思います。
(議 長)	見込み量確保の方策というところでは、ヘルパーに限らず福祉人材をどう確保するかは大きな問題ですが、福祉計画の中で人材確保のこともというのは難しいですね。 他にご質問やご意見があったらよろしく申し上げます。 新規の事業、「就労定着支援」や「自立生活援助」では、新規事業を行う事業所

	の見通しはありますか。
(委 員)	わたしもお聞きしたいのですが、この就労定着支援というのは、別なところ、例えば、就業・生活支援センターのエールさんとかが行うサービスになるのでしょうか？
(議 長)	いえ、全く新規です。A型でもB型でも就労移行でもいいのですが、そういった事業所が新しく新規事業としてその事業をするかどうかといったところです。
(委 員)	自分の事業所から出ていった人の支援はしやすいですが、全く関わりのない人を支援していくとなると難しい気がします。
(議 長)	はたらく部会で検討いただき、就労定着支援が必要な人の数字を見込んでくれていますが、実際どこがそのサービスを提供するかについては、まだ予定がたっていないということなのですね。
(事務局)	どんでんどんとかはどうですか。
(議 長)	まだ予定はたっていないですね。
(事務局)	新居浜市で就労移行支援をしているのはどんでんどんだけなので、一番可能性があるとするれば、どんでんどんかと思うのですが。
(議 長)	現状としては、就労移行支援事業から就職していった方には6ヶ月間のフォローアップ支援があります。サービスの提供ということで契約は切れますが、定着支援をするというところでは、利用していた方の支援は関係性もいいですし、継続支援しやすいところです。ただこの計画値13人というところは、他の事業所A型・B型から就職していった人の支援を3年間となるわけで、本人さんとの関係性であるとか障がい特性であるとかを考えると、他の事業所がする方がいいのかと思ったりはします。
(委 員)	関わって卒業していった子が、いまだに事業所に相談に来たりしているのですが、出た事業所が何年間か猶予をもって責任を持つというか、支援するというサ

	<p>ービスとして認めてもらった方がやりやすいと思います。直接関わっていないところが支援するというのはやりにくいですね。</p>
(議 長)	<p>これについては、厚労省からもう少し具体的な条件が示されたときに、利用する方がより利用しやすく、支援する側も責任を持った支援ができるような形で、検討していければいいかと思います。計画の数値は利用者の見込み数であって、事業者側はいくつあってもいいですからね。</p>
(委 員)	<p>51ページの施設入所支援のところなのですが、平成28年度が177人で、平成29年度が170人、平成30年度は173人で、29年度より3人増えるという流れは、おかしいのではないのでしょうか。先ほど、国は減らしていかないといけないと言われていたと思うのですが。</p>
(事務局)	<p>平成29年度の数字は今年度の見込み数ですが、国の指針は平成28年度末の数字を基本として平成32年度末までに2%減らすという目標となりますので、28年度末の177人から2%減らした目標値173人が平成32年度の計画値になっています。</p>
(議 長)	<p>この2%減るところと52ページの「地域移行支援」のところとの数字の関係なのですが、この2%の方はここの数字に入っているのでしょうか。</p>
(事務局)	<p>「地域移行支援」の計画数値は、精神保健医療福祉関係機関連絡会の中で、精神の2病院から地域に移行されるであろう方を見込んでいただいた数字になっています。</p>
(委 員)	<p>ここでは精神しか対象しかしていないのでしょうか。</p>
(事務局)	<p>精神の2病院から地域に移行されるであろう方の見込み数になっていますね。</p>
(委 員)	<p>事業としての対象は、精神だけでいいのですかね。施設や病院に長期入所・入院していた方が対象かと思うのですが、例えば、宿泊型訓練施設の入所の人は地域移行の対象にはならないですね。ここでいう施設入所の施設はどこを示しているのでしょうか。</p>

(事務局)	<p>この施設というのは、施設入所支援、例えばまさき、くすのきといった施設をさしてはいますが、確認した際、該当者はいないとのことでした。今後、GHができた場合等、施設からGHに移行するということはあると思いますが、GHに移るまでの間、地域移行支援を利用するかという、それはなかなかないと思います。</p> <p>一番わかりやすいのは、長期入院していた方が地域に出ていきづらいという時に、地域移行支援を利用、GHを体験したりして、地域で暮らしていけるように支援するという利用のしかたかと思います。</p>
(議長)	<p>施設入所の方がGHに入る時というのは、施設の方がこの人だったらGHにいけるとして移行すると思うのですが、地域移行支援を利用してというケースはあまりないということですか。</p>
(事務局)	<p>実際にはあるのかもしれませんが、あまり想定はされていないと思います。</p>
(委員)	<p>施設からGHに移行する場合は、家もある、家電製品もある、そこに職員さんもいる、また、もともとの施設の職員さんが役所で一緒に手続きもしてあげられると想定しているから、相談支援事業所に支援を依頼とはならないのではないかと思います。ただ、これが入院からアパートでの一人暮らしとなると、アパートを探す、家財道具を揃えるなど、支援の内容・密度が全く違ってきます。私自身はそのような違いがあるのではないかと解釈しています。</p>
(議長)	<p>ニーズがないのであればこの数値でよいのかと思います。</p> <p>他にご意見やご質問はないでしょうか。</p> <p>質問というより確認なのですが、53ページの相談支援事業のところの基幹型相談支援センターについては、平成32年度までには設置するという共通認識でよいのでしょうか。</p>
(事務局)	<p>基幹型をつくらないと、基幹型を中心に整備される地域生活支援拠点整備事業もなかなか進まないのでは、32年度までには設置したいと思っています</p>

(議 長)	自立支援協議会の委員の皆さんで基幹型相談支援センターのイメージを共通認識できればと思うのですが、こういったものを想定しているのでしょうか。
(事務局)	3障がいそれぞれの相談に対応できる人、そこに1人スーパーバイザーがいて、成年後見制度の利用や、虐待の相談対応もできる機関ができればいいかなと考えています。
(議 長)	それは市の中にできるのでしょうか？
(事務局)	構想はありますが、ここでまだお話しできるような段階にはありません。
(議 長)	54ページの成年後見制度利用支援事業の数値なのですが、29年度の見込みが7件ですが、今後、制度の周知が図られる中、この数字で足りるのかという心配があるのですが。
(事務局)	<p>成年後見制度利用支援事業については29年度の見込みを7件としていますが、今年度当初は、4・5月の2ヶ月で申し立てが3件もあり、今後どれほどの申し立てが上がってくるのだらうと思っていたのですが、その後は1件もなく、見込み7件まではいかないのではないかと考えています。</p> <p>潜在的に申し立てを必要としているケースや時期を見計らっているケースはあると思いますが、今お話ししたような状況なので、来年度から大幅に見込みを増やすということには躊躇しています。30年度は29年度見込みと同数、31、32年度は微増させた計画値で様子を見ていきたいと思っています。</p>
(委 員)	成年後見制度自体がまだ十分認知されていない、もしかしたら、保護者の方もまだ利用を不安がっているというのもあるかもしれません。勉強会等も開催されてはいますけれどね。
(議 長)	ただ、本当はしてはいけないのですが、現実には法人や施設で肩代わりしているというのがありますから、その辺を整理していくと利用者も出ると思います。ただ、これまでも、計画値以上になってもニーズがあれば対応してくださっているので、もし、今後、計画値以上の必要性があっても、対応はして下さるものと思います。

(委 員)	<p>去年、権利擁護部会で後見の現状もお聞きましたが、まだまだ啓発が足りないと思いますので、まずそちらに力を入れていくということではないでしょうか。</p>
(議 長)	<p>では次に、障がい児福祉計画の部分で何かご質問・ご意見はありませんか。</p>
(委 員)	<p>障がい児についても新規事業がありましたね。医療ケア児コーディネーターについてですが、こちらは医療の資格を持っている方が中心になるのですか。</p>
(事務局)	<p>医療ケア児コーディネーターについては、11月9日、県で市町を対象にした説明会があった際に、今後、県がコーディネーター養成研修を開催するとの説明がありましたが、その際、受講対象者は、相談支援専門員、保健師、訪問看護師を想定しているとのことでした。</p>
(議 長)	<p>他にございませんか。</p> <p>ないようでしたら、協議題1については以上で終わりにしたいと思います。</p> <p>今後、素案については、修正・追加していただき、次回の自立支援協議会でも検討できると思いますので、よろしくお願いします。</p> <p>それでは、協議題2のその他になりますが、何かありましたら、お願いします。</p>
(事務局)	<p>事務局から本日配布の資料についてご説明しておきます。</p> <p>まず、お手元の水色の冊子「障がい者福祉のしおり」ですが、先日、県より新しく作成されたとして市町に配布がありました。皆さんにもお役立ていただけたらと思います。</p> <p>続いて、一枚ものの資料ですが、第17回全国障害者スポーツ大会笑顔つなぐ愛媛大会の結果報告になっています。表面に個人の部、裏面に団体の部の競技結果をまとめてありますので、新居浜勢の活躍の様子をごらんいただければと思います。</p> <p>また、もう一枚、手元に1月27日開催の障がい者雇用促進セミナー「発達障がいと共に働き続ける」のリーフレットをお配りしています。参加無料ですが、事前申し込みが必要となっております。申し込みを希望される方がいらっしゃいましたら、裏面の申し込み用紙を利用してFAXで障がい者就業・生活支援セン</p>

	<p>ターエールに申し込みください。以上です。</p>
<p>(委員)</p>	<p>同じくお手元に配布しましたリーフレット、第4回新居浜市障がい者・見よいよHAPPYな作品展を今年も開催いたします</p> <p>12月2日～4日、イオンでの開催で126点の出展となっています。委員の皆様にも足を運んでいただき、ご意見等もいただければと思います。よろしくお願いいたします。</p>
<p>(委員)</p>	<p>お手元に配布しましたリーフレットですが、特別支援学校と新居浜南高等学校で12月15日にミュージカルをされるそうです。申し込みは専用メールとなりますので、観覧をご希望される方は、メールで申し込みをお願いします。</p> <p>また、これは情報提供ですが、平成33年度から四国中央市に新居浜特別支援学校の分校ができるそうです。高等部はそのまま新居浜に残りますが、小中学部は三島に開校と聞いております。</p>
<p>(議長)</p>	<p>そのほか報告等ありましたらお願いします。</p> <p>ないようでしたら、これをもちまして、本日の自立支援協議会を終了いたします。次回は、年明けの1月12日（金）に2階の資産税課南側21会議室での開催を予定していますので、ご注意願います。</p> <p>どうかご都合をつけていただき、出席のほどをお願いいたします。</p> <p>本日は、ありがとうございました。</p>